

日時・場所	令和4年7月4日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、辻議会事務局次長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、井狩病院事務部次長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

【市長挨拶】

- 先週の議会定例会では、病院関連の4議案が否決された。病院整備に関しては今後も引き続き丁寧に説明し理解を得ながら進めていきたい。
- 今週は台風が接近する恐れがあるので、連絡を密にして対応をお願いする。

2. 議題

【審議事項】

①野洲市景観条例の一部を改正する条例について

一定規模以上の太陽光発電設備の新設等の行為を届け出の対象とするため、野洲市景観条例第2条第3号「大規模建築物等」の定義に、『地上に設置する太陽光発電設備（集熱を利用するものを含む。）でモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積をいう。）の合計が1,000平方メートルを超えるもの』を追加しようとするものである。

→この改正は上位法の改正によるものか。

→上位法の改正によるものではない。近年太陽光発電設備の普及が進んでいる一方で、開発行為を伴わない太陽光発電設備の設置は条例規則に届出の定めがない。そこで、野洲市景観条例の工作物の定義に、太陽光発電設備を追加した。

【報告事項】

②時間外勤務の削減に向けた新たな取組について

野洲市行財政改革推進プランにおける取組事項である時間外勤務手当の圧縮に向けた5つの具体策のうち、一つ目の「時間外勤務の見える化」について報告する。

毎月、所属ごとに前月分の時間外勤務の一覧を作成し公表することで、各所属の時間外勤務の把握と認識を持ってもらうことで時間外勤務削減に向けた取組みを行う。

→他4つの具体策の検討スケジュールは。

→未定である。

→どこに公表するのか。

→庁内のみで、一般に公表はしない。

→集計する対象人数について、「部分休暇を取得している職員を含む」「年度当初の人数配置に基づく」とあるが、それでは正しく算出できないのではないか。

→時間外勤務時間数を単純に比較するのではなく、所属内でのバラつき等を認識していただければと思う。

→実態を認識する目的であるのであれば、事務が煩雑になるかもしれないが、適正な数字を出すべきではないか。

- 大まかな傾向を把握することが目的であれば、条件付きの勤務の人は集計対象から外すなど検討してはどうか。(副市長)
- 各所属でそれぞれ事情もあるので、この一覧を公表すると個人が特定されたり、誤解を招く恐れがあるのではないかと。数字の出し方に注意が必要である。
 - この一覧を使って、所属内の時間外勤務の偏りの解消、時間外勤務時間の削減に努めていただきたい。
- 公表する際は、簡単な分析で良いので、当該月の特殊事情など注釈の補記をお願いしたい。
- そもそも所属の業務量に対して配属される人員が十分ではない、という視点も必要である。
- この一覧は時間外勤務手当の支給対象職員の集計で作成されているが、支給対象ではないが、担当業務を抱え時間外勤務をしている管理職の職員はどう対応していくのか。
 - 野洲市行財政改革推進プランでは、時間外勤務手当をどう削減するかという視点で取り組んできた。支給対象外の人の労働時間については、別の観点で対応は必要であると認識している。
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づいて丁寧な説明をしていかないと、職員のモチベーションが下がったり、誤解が生じる恐れがある。
 - 時間外勤務については、時季的なもの、突発的なものなど要因は様々である。この一覧を出すことで所属内の時間外勤務のバラつき等を改善するきっかけにしていただければと思う。出し方については、もう少し検討する。

③野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

福祉医療費助成条例の一部を改正する条例準則が、令和4年10月1日付で改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する。

④野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例準則が、令和4年10月1日付で改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する。

⑤全員協議会への提出事項について

令和4年7月21日(木)開催の全員協議会に、報告事項6件、連絡事項4件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

7月11日(月)9時00分～ 庁議室

4. 閉会